## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	美咲町地区地区計画				
地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
建築物の用途の制限	<ul> <li>建築することができる建築物</li> <li>(1) 法別表第2(い)項第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げるもの</li> <li>(2) 図書館その他これに類するもの</li> <li>(3) 前2号の建築物に附属するもの(令第 130 条の5に規定するものを除く。)</li> </ul>	<ul> <li>建築することができる建築物</li> <li>(1) 法別表第2(い)項第1号から第3号まで及び第5号から第9号まで並びに(は)項第4号から第7号までに掲げるもの</li> <li>(2) 図書館その他これに類するもの</li> <li>(3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に規定するものを除く。)</li> </ul>	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(ほ)項第2号,(へ)項第5号(倉庫業法(昭和31年法律第121号)第25条の規定により認定を受けたものを除く。),(と)項第2号から第4号まで,(ぬ)項第3号及び(る)項第1号に掲げるもの (2) 地区1号幹線道路又は地区2号幹線道路に接する敷地の建築物で,当該道路に面する1階部分を住宅,共同住宅,寄宿舎又は下宿としたもの(当該用途の出入口の部分を除く。) (3) 令第130条の5の3第2号に掲げるもので,その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの	(2) 法別表第2(に)項第5号,(ほ)項第2号及び 第3号,(へ)項第5号,(と)項第2号から第4号ま で,(ぬ)項第3号,(る)項第1号並びに(わ)項 第4号に掲げるもの (3) ボーリング場及びスケート場	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(い)項第1号(兼用住宅を含む。) 及び第3号,(ほ)項第2号,(へ)項第5号(倉庫業法第25条の規定により認定を受けたものを除く。),(と)項第3号及び第4号,(ぬ)項第3号並びに(る)項第1号に掲げるもの (2) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの(作業場の床面積の合計が300㎡を超えない自動車修理工場を除く。)
建築物の敷地面積の 最低限度	150 ㎡ ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類っただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類っただし、	500 ㎡ する公益上必要な建築物の敷地を除く。	1,000 m <sup>2</sup>		1,000㎡ ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに 類する公益上必要な建築物の敷地を除き、作業場 の床面積の合計が150㎡を超える自動車修理工場 にあっては10,000㎡。
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1m, 道路境界線からは 1.5m(軒の高さが 2.3m以下の 自動車車庫, 物置その他これらに類するものは隣 地境界線から0.5m, 道路境界線から1m)。	隣地境界線からは1m, 地区3号道路又は市道南3-86 号線の道路境界 線からは3m, その他の区画道路の道路境界線か らは1.5m。	都市計画道路新潟小須戸線沿線の公共空地敷地界からは3m, 地区1号幹線道路,地区2号幹線道路,地区3号 道路,地区4号道路又は市道南3-86号線の道路境界線からは3m,その他の区画道路の道路境界線からは2m。	らは3m, 地区1号幹線道路,地区2号幹線道路又は市道新 光町堀割町線の道路境界線からは3m,その他の 区画道路の道路境界線からは2m。	
建築物の高さの制限 (地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。			ただし、バス停留所の上屋にあっては、この限りでな	い。 市道南3-86号線の境界線から100mまでの範囲に ついては50mを超えてはならない。 ただし、飛行場外離着陸場の離着陸にかかる制限 区域については、30mを超えてはならない。
垣又は柵の構造,高 さ,形状又は材料の制 限(高さは道路面から の高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。 ただし、高さ1m以下のもの又は網状その他これに類 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この		道路境界線から当該道路に係る壁面の位置の制限	に掲げる距離以上離さなければならない。	

※用語の説明…建築基準法は「法」,建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。